



当健康保険組合の付加給付で

医療費の自己負担が軽くなります!

高額な医療費がかかった場合、法定給付(高額療養費制度)で一度自己負担が軽減され、さらに当健康保険組合の付加給付により、**標準報酬月額に応じた自己負担額**まで軽減されます。



今年度から
ご家族
(被扶養者)も
対象になりました!

STEP
1

医療費がかかったとき
(例)

入院や手術などで
医療費(総額)が

100万円

かかった場合の例です。



STEP
2

法定給付(高額療養費制度)で軽減

医療機関の窓口でのお支払い
(70歳未満・標準報酬月額28万円~50万円の方:
(区分ウ)の場合)

87,430円

💡 **ここがポイント**

高額療養費制度では、標準報酬月額に
よって自己負担の上限額が決まります。



区分ウとは?

標準報酬月額28万円~50万円の方の区分です。

STEP
3

当健康保険組合の
付加給付でさらに軽減!

法定給付後の自己負担額を、標準報酬月額に
応じた当組合の付加給付の自己負担限度額まで
軽減します。

標準報酬月額による区分と最終自己負担額(付加給付後)

区分	標準報酬月額	最終自己負担額 (付加給付後)
ア	83万円以上	80,000円
イ	53万円~79万円	50,000円
ウ	28万円~50万円	30,000円
エ	26万円以下	20,000円
オ	低所得者 (市区町村民税非課税者等)	20,000円

例えば、標準報酬月額が
28万円~50万円の方
(区分ウ)の場合



最終的な自己負担額は

30,000円

**57,430円も
軽減!**

❗ 自己負担額を計算する際の注意点

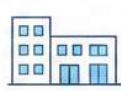
- ① 保険適用医療費のみを対象として、1か月単位(1日~末日)で計算
します。(食事代、差額ベッド代等は対象外です)
- ② 「受診者」「医療機関」「医科・歯科」「入院・通院」ごとに分けて
計算します。

それぞれ分けて計算します



受診者ごと

ご本人とご家族でも
別に計算します



医療機関ごと

別の病院やクリニックは
合算されません



医科・歯科ごと

医科と歯科は
別に計算します



入院・通院ごと

入院と通院は
別に計算します

ご本人だけでなく、ご家族の
高額な医療費負担も軽減されます!



※上記は一例です。実際の自己負担額は、標準報酬月額や年齢、所得区分などによって異なります。